

証券コード 6248
2025年6月5日

株 主 各 位

広島市中区南吉島一丁目3番6号
株式会社横田製作所
代表取締役社長 横 田 義 之

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第72回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.aquadevice.com/01top_epn1.htm

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2025年6月25日（水曜日）午後4時55分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 広島市中区基町6番36号
メルパルク広島 6階「安芸」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項 第72期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、日銀が発表した3月の短観によると、トランプ政権による関税の上乗せに伴う不透明感の高まりに加え、原材料コストの上昇や中国などの海外経済が減速していることなどから、企業の景況感を示す業況判断指数は、大企業製造業ではプラス12となり前回12月調査から2ポイントの悪化となっております。

このような状況のもと、当社は相対的優位性のある既存領域を確保しつつ、技術開発力を高め、既存製品の改良や性能向上による差別化を図り、適切な人員配置と人材育成による生産性の向上に注力することにより収益性重視の経営に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の受注は、2,257百万円（前期比5.9%増）となりました。売上高につきましては、2,276百万円（同11.1%増）となりました。また、営業損益は、人件費の増加などで販売費及び一般管理費が増加したものの、売上高の増加などで売上総利益が増加したため、455百万円（同24.9%増）の営業利益となりました。経常損益は、営業利益の増加などによって、461百万円（同25.1%増）の経常利益となりました。この結果、当事業年度の当期純利益は、319百万円（同17.3%増）となりました。

当社製品別の業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

製 品 別	受 注 高		売 上 高	
	金 額	前期比	金 額	前期比
ポ ン プ 製 品	1,010	5.8%増	913	8.9%減
バ ル ブ 製 品	474	31.5%増	517	57.4%増
部品・サービス	772	5.2%減	845	17.8%増
合 計	2,257	5.9%増	2,276	11.1%増

[ポンプ製品]

受注は、機械・電子関連企業からの受注が減少したものの、官公需の受注、鉄・非鉄関連企業、石油・化学関連企業からの受注が増加したことなどにより、1,010百万円（前期比5.8%増）となりました。売上高につきましては、機械・電子関連企業への売上が増加したものの、食品関連企業、石油・化学関連企業、電力関連企業への売上が減少したことなどにより、913百万円（同8.9%減）となりました。

[バルブ製品]

受注は、官公需の受注が増加したことなどにより、474百万円（前期比31.5%増）となりました。売上高につきましては、官公需の売上が増加したことなどにより、517百万円（同57.4%増）となりました。

[部品・サービス]

受注は、電力関連企業からの受注が減少したことなどにより、772百万円（前期比5.2%減）となりました。売上高につきましては、官公需の売上が減少したものの、電力関連企業への売上が増加したことなどにより、845百万円（同17.8%増）となりました。

(2) 資金調達等の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は91百万円で、その主なものは、炉体昇降式箱型電気炉・高調波抑制フィルタ設備などの機械装置72百万円、木型などの工具器具備品16百万円などであります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第69期	2022年度 第70期	2023年度 第71期	2024年度 (当期) 第72期
受 注 高 (百万円)	1,737	1,904	2,130	2,257
売 上 高 (百万円)	1,727	1,777	2,049	2,276
経 常 利 益 (百万円)	235	254	369	461
当 期 純 利 益 (百万円)	163	168	272	319
1 株当たり当期純利益 (円)	87.06	89.89	146.03	172.21
総 資 産 (百万円)	2,866	3,056	3,277	3,626
純 資 産 (百万円)	2,447	2,535	2,692	2,918
1 株当たり純資産額 (円)	1,306.60	1,353.49	1,451.27	1,573.48

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

・マーケティング機能強化

当社は、「誠意を込めつくして対応しよう」という経営指針に基づいて、お客様との接点を持ち続け、お客様の様々なご要望を傾聴してまいりました。

今後の更なる発展のために、当社は、お客様との関係を密にし、水や流体に関する様々なご要望を傾聴することで、マーケティング機能を強化してまいります。

・コア技術の開発力強化

当社は、「創意に満ちあふれた商品にしよう」という経営指針に基づいて、お客様の様々なご要望を具現化した製品を開発してまいりました。

今後の更なる発展のために、当社は、優秀な人材を確保し育成することで、競争優位の源泉となるコア技術の開発力を強化してまいります。

・高付加価値製品の提供力強化

当社は、「熱意を燃し続けて成果をみよう」という経営指針に基づいて、お客様の様々なご要望を具現化した高付加価値製品の安定的な提供を行ってまいりました。

今後の更なる発展のために、当社は、合理的な範囲での省力化及び省人化、並びに業務の改善合理化を推進することで、高付加価値製品の提供力を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

自吸渦巻ポンプ、片吸込渦巻ポンプ、脱泡・脱気装置、各種ポンプ、無水撃チェッキ弁、ウェハーチェッキ弁、定流量弁及びその他用水機器の製造販売ならびに機械器具設置工事業・管工事業

(7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	広島市中区
本社工場	広島市中区
広島支店	広島市中区
東京支店	東京都新宿区

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比	平 均 年 齢	平均勤続年数
81名	3名増	43.0歳	12.3年

- (注) 1. 上記従業員のほか、嘱託・パートタイマーの人数は6名であります。
2. 従業員数は、役員、従業員兼務役員、アルバイトを除いております。
3. 平均年齢、平均勤続年数は、役員、従業員兼務役員、アルバイトを除き臨時従業員（嘱託・パートタイマー）を含みます。
4. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,400,000株
(2) 発行済株式の総数 1,873,500株（自己株式18,380株を含む）
(3) 当事業年度末の株主数 1,815名
(4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
一 般 社 団 法 人 ヨ コ タ	612,800 株	33.03 %
光 通 信 株 式 会 社	127,000 株	6.85 %
広 島 信 用 金 庫	120,000 株	6.47 %
横 田 製 作 所 従 業 員 持 株 会	119,400 株	6.44 %
横 田 征 子	108,000 株	5.82 %
石 田 勇	54,000 株	2.91 %
河 村 淨 見	47,000 株	2.53 %
三 浦 治 子	40,000 株	2.16 %
田 中 尚 子	40,000 株	2.16 %
新 海 秀 治	32,800 株	1.77 %

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（18,380株）を控除して算出しております。
2. 一般社団法人ヨコタの所有株式数612,800株は、当社代表取締役である横田義之及びその親族が保有する株式をそれぞれ信託契約に基づいて委託者兼受益者として信託したものであります。信託契約上、その議決権は一般社団法人ヨコタにより行使されることになります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	横 田 義 之	
常 務 取 締 役	綿 井 宏	本社工場長
取 締 役	河 本 正 博	技術部長
取 締 役	中 川 勝 巳	営業本部長
取 締 役	坂 根 裕 二	経理総務部長
取 締 役	川 角 栄 二	弁理士
常 勤 監 査 役	石 田 克 之	
監 査 役	藤 岡 達 麻	弁護士
監 査 役	中 村 政 英	公認会計士

- (注) 1. 川角栄二氏は社外取締役であります。
また、当社は川角栄二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 藤岡達麻氏及び中村政英氏は社外監査役であります。
また、当社は藤岡達麻氏及び中村政英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役中村政英氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社全役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法等

取締役報酬等の額の決定方針については取締役会の決議により、監査役報酬等の額の決定方針については監査役の協議により決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

① 役員報酬等の基本的な考え方

当社の役員報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計しております。

② 役員報酬等の内容

a. 取締役報酬

基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金で構成しております。なお、基本報酬、業績連動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内としております。

b. 監査役報酬

基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金で構成しております。なお、基本報酬、業績連動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内としております。

c. 基本報酬

各取締役の報酬については、業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、各監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

d. 業績連動報酬

業績連動報酬は、当社の業績に応じて、業績連動報酬の総額を内規に従って計算し、基本報酬の額を基準として各役員に配分しております。

e. 退職慰労金

退職慰労金は、取締役及び監査役を対象として内規に基づき、株主総会での承認を得たうえで支給することとしております。

3. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

4. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	101 (5)	66 (3)	29 (1)	5 (0)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	16 (3)	10 (2)	4 (1)	0 (0)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

5. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役及び監査役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等に係る指標は経常利益（注1）としております。当該指標を選択した理由は、当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標であり、業績連動報酬等の指標として適切と判断したためです。

支給額は、業績連動報酬総額（注2）を内規に従って計算し、基本報酬の額を基準として各役員に配分しております。

なお、業績連動報酬等の支給条件として「指標目標の達成」は設定しておりません。業績連動報酬等は、経常損益が経常利益（注1）の場合に支給しており、当事業年度の予算に基づいた指標の目標は590百万円（修正後の数値。修正前は504百万円）、実績は693百万円であります。

- (注) 1. 従業員の決算賞与及び役員の業績連動報酬等を支給する前の経常利益
2. 従業員の決算賞与及び役員の業績連動報酬等を支給する前の経常利益×5%

(5) 社外役員に関する事項

- ・当事業年度における主な活動状況

①社外取締役に関する事項

氏 名	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
川 角 栄 二	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、特許商標事務所の経営等を通じて培った経験と弁理士としての専門的な知見に基づき、当社の経営全般や事業の健全性、特許製品等の技術開発に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

②社外監査役に関する事項

氏 名	主な活動状況
藤 岡 達 麻	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会18回のうち17回に出席いたしました。弁護士として主に法律面の見地から適切な助言・提言を行っております。
中 村 政 英	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、監査役会18回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から適切な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

15百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分けしておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況について

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、すべての役員及び従業員が遵守すべき事項として「コンプライアンス規程」を制定し、業務遂行に当たり、すべての法律を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。

また、コンプライアンスの主管部門である経理総務部は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、内部通報制度の窓口として法令違反や不正行為等の早期発見と是正に努めるほか、必要に応じて、規程・行動基準の見直し、研修を行う。

さらに、社長の直属組織であり業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、業務執行状況の内部監査を行い、内部統制の整備状況の評価及び改善提案を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会規則等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、情報管理セキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。

取締役会、部長会等の重要会議の議事録、ならびに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、文書規程に基づき適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内各部門の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、必要なリスク対策を規程化することにより、適切なリスク管理体制を構築し運用する。また、内部監査室が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、業務分掌規程、職務権限規程、部長会規程等により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、内部監査室が、財産の保全、業務の改善、能率の向上を図り経営の合理化に資することを目的とした業務監査を行う。

(5) 当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、将来、該当する企業集団が設立される場合には、企業集団全体の業務の適正を確保するための体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から要請があれば、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の業務を補助すべき従業員を置くこととし、その人事（異動、評価等）については、監査役の意見を聞くものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反や重大な不正行為等について、すみやかに監査役会に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができるものとする。

(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員等からの監査役への報告については、法令及び当社の内部通報制度に従い報告内容を秘密として保持するとともに、当該報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が取締役会、部長会等の重要会議に出席するとともに、主要な稟議書、重要な業務に係る文書を閲覧することにより、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するほか、必要に応じて監査役会と取締役、会計監査人（監査法人）、内部監査室もしくはその他の者との協議の機会を設け、情報交換、意見交換を行い、連携を図る。

監査役会が必要と認めた監査の実施にあたっては、取締役及び従業員はこれに協力する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、毎月開催される取締役会により経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行っております。さらに、定期的にと取締役会メンバー及び各部門長をもって組織される部長会を開催し、業績の分析と報告、業務執行の具体的な内容について審議を行っております。

監査役は、監査方針・監査計画を決定し、定期的に監査役会を開催するとともに、取締役会、部長会等の重要な会議へ出席し、業務及び財産の状況、取締役の業務執行状況、法令・定款への遵守状況についての監査を行っております。

さらに、社内各部署の内部統制システムの整備・運用状況を、当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,816,826	流 動 負 債	592,950
現 金 及 び 預 金	2,089,181	買 掛 金	39,639
受 取 手 形	6,105	リ ー ス 債 務	1,133
売 掛 金	458,297	未 払 金	307,156
商 品 及 び 製 品	12,019	未 払 費 用	17,013
仕 掛 品	93,635	未 払 法 人 税 等	107,777
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	156,030	未 払 消 費 税 等	32,566
そ の 他	5,274	前 受 金	32,566
貸 倒 引 当 金	△3,718	預 り 金	3,552
固 定 資 産	809,194	製 品 保 証 引 当 金	12,078
有 形 固 定 資 産	596,431	賞 与 引 当 金	38,238
建 物	77,172	そ の 他	1,227
構 築 物	2,514	固 定 負 債	114,070
機 械 装 置	125,295	リ ー ス 債 務	3,401
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	80,263
工 具 器 具 備 品	20,715	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	30,405
土 地	366,082	負 債 合 計	707,021
リ ー ス 資 産	4,037	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	613	株 主 資 本	2,918,999
無 形 固 定 資 産	59,133	資 本 金	130,583
ソ フ ト ウ ェ ア	356	資 本 剰 余 金	122,580
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	58,228	資 本 準 備 金	90,583
そ の 他	548	そ の 他 資 本 剰 余 金	31,997
投 資 そ の 他 の 資 産	153,629	利 益 剰 余 金	2,687,984
出 資 金	2,015	利 益 準 備 金	10,000
長 期 前 払 費 用	526	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,677,984
繰 延 税 金 資 産	141,509	別 途 積 立 金	2,065,500
そ の 他	9,578	繰 越 利 益 剰 余 金	612,484
資 産 合 計	3,626,021	自 己 株 式	△22,147
		純 資 産 合 計	2,918,999
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,626,021

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,276,777
売 上 原 価	1,188,226
売 上 総 利 益	1,088,550
販売費及び一般管理費	632,617
営 業 利 益	455,932
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	374
受 取 配 当 金	80
作 業 く ず 売 却 益	5,305
受 取 保 険 金	2,721
違 約 金 収 入	1,278
雑 収 入	375
営 業 外 費 用	
売 上 債 権 売 却 損	1,382
固 定 資 産 除 却 損	412
廃 棄 物 処 理 費 用	1,631
違 約 金 損 失	665
経 常 利 益	461,976
税 引 前 当 期 純 利 益	461,976
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	157,617
法 人 税 等 調 整 額	△15,109
当 期 純 利 益	319,468

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	130,583	90,583	31,997	122,580	10,000	2,065,500	385,772	2,461,272
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△92,757	△92,757
当 期 純 利 益							319,468	319,468
自 己 株 式 の 取 得								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	226,711	226,711
当 期 末 残 高	130,583	90,583	31,997	122,580	10,000	2,065,500	612,484	2,687,984

	株主資本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△22,119	2,692,317	2,692,317
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△92,757	△92,757
当 期 純 利 益		319,468	319,468
自 己 株 式 の 取 得	△28	△28	△28
当 期 変 動 額 合 計	△28	226,682	226,682
当 期 末 残 高	△22,147	2,918,999	2,918,999

(注) なお、各計算書類の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕掛品	… 個別法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
原材料	… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品	… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8～38年
構 築 物	10～15年
機 械 装 置	2～10年
車 両 運 搬 具	4～ 5年
工具器具備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金 … 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 製 品 保 証 引 当 金 … 製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。
- (3) 賞 与 引 当 金 … 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (4) 退 職 給 付 引 当 金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における、簡便法により計算した退職給付債務及び中小企業退職金共済制度給付見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 製品等の販売

販売される財は、当社が製造する産業用のポンプ製品、バルブ製品及びこれらの部品（以下、「製品等」という）であります。当該製品等の販売については、顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、海外の顧客に対する製品等の販売については、貿易条件を充足した時点で収益を認識しております。

(2) メンテナンス等

提供されるサービスは、当社が製造した産業用のポンプ製品及びバルブ製品のメンテナンスであります。当該メンテナンスについては、メンテナンスの完了した製品が顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、製品を本社工場に持ち込んで行うメンテナンスについては、メンテナンスの完了した製品を出荷した時点で収益を認識しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,416,325千円

(損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、個別注記表「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,873,500株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 18,380株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	92,757	50.00	2024年3月31日	2024年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 102,031千円
- ② 1株当たり配当額 55円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の原因別内訳

繰延税金資産

製品（試作品）	23,292千円
仕掛品（試作品）	1,565 〃
機械装置（デモ機）	2,162 〃
未払賞与	53,169 〃
未払事業所税	937 〃
未払事業税	5,852 〃
製品保証引当金	3,678 〃
賞与引当金	11,647 〃
退職給付引当金	25,136 〃
役員退職慰労引当金	9,535 〃
その他	14,066 〃
繰延税金資産小計	151,044千円
評価性引当額	△9,535 〃
繰延税金資産合計	141,509千円

(リース取引に関する注記)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 本社工場における三次元測定機（工具器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎月把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

未払金は、すべてが1年以内の支払期日の債務であります。

営業債務や未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

当事業年度末現在において、短期借入金及び長期借入金はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

時価等を注記すべき重要な金融商品はありません。

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 出資金（貸借対照表計上額2,015千円）は、市場価格がありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

		国内（千円）	国外（千円）	合計（千円）
製品等の販売	ポンプ製品	887,751	26,030	913,782
	バルブ製品	515,263	2,517	517,780
	部品	788,297	12,013	800,311
メンテナンス等		44,902	—	44,902
顧客との契約から生じる収益		2,236,216	40,561	2,276,777

(注) 製品等の販売（部品）とメンテナンス等は、製品別の部品・サービス売上高を分解した情報であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 製品等の販売

当社では、主として日本の顧客に対して、産業用のポンプ製品、バルブ製品及びこれらの部品（以下、「製品等」という）の製造及び販売を行っております。

製品等の販売契約における当社の履行義務は製品等の引き渡しであり、履行義務の充足時点については、製品等を顧客に引き渡した時点としております。これは、当該時点が製品等の法的所有権、物理的占有、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。ただし、国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

また、海外の顧客に対する製品等の販売契約における当社の履行義務は貿易条件の充足であり、履行義務の充足時点については、貿易条件を充足した時点としております。

なお、製品等の販売契約において、引き渡し後1年以内に生じた製品等の欠陥による故障に対して無償で修理を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品等が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

(2) メンテナンス等

メンテナンスの提供契約における当社の履行義務はメンテナンスの完了した製品の引き渡しであり、履行義務の充足時点については、メンテナンスの完了した製品を顧客に引き渡した時点としております。これは、当該時点がメンテナンスの完了した製品の物理的占有、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、受取手形、売掛金であり、貸借対照表において区分表示しているため、記載を省略しております。

契約資産については、残高がないため、記載を省略しております。

契約負債は前受金であり、貸借対照表において区分表示しているため、記載を省略しております。なお、契約負債の残高に重要な変動はありません。

契約負債は履行義務の充足による収益の認識に伴い取り崩され、期首残高の全額を当期の収益として認識しております。

履行義務充足後の通常の支払期限は、請求締日の翌日から概ね1～3か月以内であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,573円48銭
1 株当たり当期純利益	172円21銭

(その他の注記)

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として退職金規程に基づく退職一時金及び中小企業退職金共済制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	78,524千円
退職給付費用	6,890 〃
退職給付の支払額	△5,151 〃
退職給付引当金の期末残高	80,263千円

②退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	160,827千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△80,563 〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,263千円
退職給付引当金	80,263千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,263千円

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	6,890千円
----------------	---------

(3) 確定拠出制度

当社の中小企業退職金共済制度への要拠出額は、5,540千円であります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社横田製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 芳樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横田製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社横田製作所 監査役会

常勤監査役	石 田 克 之	印
社外監査役	藤 岡 達 麻	印
社外監査役	中 村 政 英	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対し、将来にわたり安定的な配当を実施することを経営の重要課題として認識しており、今後の事業展開に必要な内部留保と、当社の財政状態等を総合的に勘案しながら、年1回の期末配当を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、通期業績及び財政状態等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき55円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円 総額102,031,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	よこ た よし ゆき 横 田 義 之 (1970年8月18日生)	2007年9月 当社入社 2017年4月 経理総務部 部長 2017年6月 本社工場長（部長） 2018年6月 専務取締役 社長補佐 兼 本社工場長 2018年9月 代表取締役社長 現在に至る	120,000株
2	わた い ひろし 綿 井 宏 (1970年10月24日生)	1996年3月 当社入社 2018年10月 本社工場長（次長） 2019年4月 本社工場長（部長） 2019年6月 取締役本社工場長 2023年6月 常務取締役本社工場長 現在に至る	5,100株
3	かわ もと まさ ひろ 河 本 正 博 (1959年6月22日生)	1982年4月 当社入社 2013年4月 営業本部 事業推進グループリーダー（次長） 2017年4月 技術部 品質保証グループリーダー（次長） 2020年4月 技術部 部長代理 2021年4月 技術部長 2021年6月 取締役技術部長 現在に至る	1,100株
4	なか がわ かつ み 中 川 勝 巳 (1965年6月2日生)	1996年8月 当社入社 2014年4月 営業本部 広島支店長（次長） 2017年4月 営業本部 カスタマサポートグループリーダー（次長） 2020年4月 営業本部 部長代理 2021年4月 営業本部長 2021年6月 取締役営業本部長 現在に至る	900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	さか ね ゆう じ 坂 根 裕 二 (1974年 1 月10日生)	2011年 8 月 当社入社 2018年 4 月 経理総務部 総務・人事グループリーダー（次長） 2020年 4 月 経理総務部 部長代理 2021年 4 月 経理総務部長 2021年 6 月 取締役経理総務部長 現在に至る	1,100株
6	かわ すみ えい じ 川 角 栄 二 (1970年 8 月27日生)	1996年 4 月 新明和工業（株）入社 2007年 2 月 新明和工業（株）退社 2007年 3 月 福島国際特許事務所 入所 2009年 4 月 弁理士登録 2013年 3 月 福島国際特許事務所 退所 2013年 4 月 かわすみ特許商標事務所 開所 2021年 6 月 当社取締役 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 横田義之氏が所有する当社の株式数は、同氏が代表理事を務める一般社団法人ヨコタに信託している株式数を記載しております。
3. 川角栄二氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は、現に当社の取締役であり、その就任年数は本総会の終結の時をもって4年となります。
4. 川角栄二氏を社外取締役候補者に選任した理由は、製造業に関連する専門的な知見からの経営への的確な意見をいただくために、またガバナンス体制の一層の強化と経営の透明性をさらに向上させるためであります。同氏が社外取締役に選任された場合に期待される役割は、特許商標事務所の経営等を通じて培った経験を有しており、弁理士としての専門的な知見を活かした助言及び提言をいただくことであります。
5. 当社と川角栄二氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社全役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、川角栄二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	いし だ かつ ゆき 石 田 克 之 (1955年12月29日生)	1981年3月 当社入社 2008年4月 経理総務部長 2011年6月 取締役経理総務部長 2021年4月 取締役管理担当 2021年6月 当社常勤監査役 現在に至る	6,400株
2	ふじ おか たつ ま 藤 岡 達 麻 (1977年10月18日生)	2006年10月 弁護士登録 2006年10月 ひまわり法律事務所 入所 2009年6月 当社監査役 現在に至る	一株
3	なか むら まさ ひで 中 村 政 英 (1970年5月15日生)	1994年4月 監査法人トーマツ 東京事務所 入所 2002年3月 監査法人トーマツ 東京事務所 退所 2002年4月 公認会計士中村政英事務所／中村政英税 理士事務所 開所 2012年5月 行政書士中村政英事務所 開所 2018年6月 当社監査役 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤岡達麻氏及び中村政英氏は社外監査役候補者であります。なお、藤岡達麻氏は、現に当社の監査役であり、その就任年数は本総会の終結の時をもって16年となります。中村政英氏は、現に当社の監査役であり、その就任年数は本総会の終結の時をもって7年となります。
3. 藤岡達麻氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と高い知見に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。中村政英氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士等としての専門的な知見見識を活かし、経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言をいただけるものと判断したためであります。

4. 当社と石田克之氏、藤岡達麻氏及び中村政英氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。各氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社全役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。なお、各候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、藤岡達麻氏及び中村政英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

本制度の廃止に伴い、本総会において取締役及び監査役選任議案が原案どおり承認可決された場合に重任となる取締役6名及び監査役3名に対し、本制度廃止の日までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。また、支給時期につきましては当社役員の退任時といたします。

本議案は、本招集ご通知10頁に記載しております当社取締役会が決定した役員の報酬等の内容に係る決定方針に沿って、上記のとおり、退職慰労金を打ち切り支給することのご承認をいただくものであり、その内容は相当であると考えております。

また、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備えて、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、本件実施に伴う業績に対する影響は軽微であります。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
よこ た よし ゆき 横 田 義 之	2018年6月 当社専務取締役 2018年9月 当社代表取締役社長 現在に至る
わた い ひろし 綿 井 宏	2019年6月 当社取締役 2023年6月 当社常務取締役 現在に至る
かわ もと まさ ひろ 河 本 正 博	2021年6月 当社取締役 現在に至る
なか がわ かつ み 中 川 勝 巳	2021年6月 当社取締役 現在に至る
さか ね ゆう じ 坂 根 裕 二	2021年6月 当社取締役 現在に至る
かわ すみ えい じ 川 角 栄 二	2021年6月 当社社外取締役 現在に至る

氏 名	略 歴
いし だ かつ ゆき 石 田 克 之	2021年 6 月 当社常勤監査役 現在に至る
ふじ おか たつ ま 藤 岡 達 麻	2009年 6 月 当社社外監査役 現在に至る
なか むら まさ ひで 中 村 政 英	2018年 6 月 当社社外監査役 現在に至る

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び本議案を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「役員退職慰労金」で構成されていますが、本議案は、役員報酬制度を見直し、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、2011年6月27日開催の定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額150,000千円以内。ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度による新たな株式報酬を、本定時株主総会終結日の属する月の翌月1日から2028年6月の定時株主総会終結の属する月の末日までの3年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです（ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります。）。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりであります。本議案の承認可決を条件として本議案後掲の【ご参考】に記載のとおり変更することについて、2025年5月8日開催の取締役会において決議しております。本議案は、かかる変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっているため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除きます。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の属する月の翌月1日から2028年6月の定時株主総会終結日の属する月の末日まで
③ ②の対象期間（3年間）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金30百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり8,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金30百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金10百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり8,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

【ご参考】「取締役の個人別の報酬等の決定方針」について

2025年5月8日開催の取締役会で、本定時株主総会にお諮りしている第5号議案の承認可決を条件として、取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容を変更することを決議しております。変更後の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は以下に記載のとおりです。

・基本方針

1. 経営信条と経営指針を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とする。
2. 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬とする。
3. 利害関係者に対して説明責任を果たせる公正な報酬とする。

上記の基本方針に従い、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬である固定報酬（基本報酬）と業績連動報酬（役員賞与）、非金銭報酬である株式報酬にて構成する。

なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬（基本報酬）のみとする。

ア 個人別の固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

固定報酬は、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮して、取締役会で決定する。

イ 業績連動報酬に係る業績指標の内容及びその額又はその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、利益水準を基本とした業績指標に基づき、一定の支給率を乗じた額とする。

ウ 株式報酬の内容及びその額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、1株1ポイントとし、役位に応じて每期一定の数を付与、退任時に累積ポイント分の株式の交付を行う。

エ 個人別の報酬等の額に対する種類ごとの割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の種類ごとの報酬割合は、役位に応じて概ね、固定報酬60～75%、業績連動報酬20～30%、株式報酬5～10%とする。

オ 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については毎月一定日に、業績連動報酬については翌事業年度の4月に支給し、株式報酬については退任時に支給する。

カ 個人別の報酬等の決定方法

各取締役の固定報酬は、上記「・個人別の固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針」に従い、取締役会にて決定する。また、各取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬は、上記「・業績連動報酬に係る業績指標の内容及びその額又はその算定方法の決定に関する方針」に従い、取締役会にて決定する。なお、固定報酬と業績連動報酬の総額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内とする。

各取締役（社外取締役を除く）の株式報酬については、上記「・株式報酬の内容及びその額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針」に従い決定する。なお、株式報酬の総額は、上記の株主総会が決定する報酬総額の限度額とは別枠で、株主総会が決定する報酬総額の限度内とする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 (広島市中区基町 6 番 36 号
メルパルク広島 6 階「安芸」
(082) 222 - 8501)



■交通のご案内

- J R 広島駅（南口・在来線口）から路面電車で約15分
広電路面電車 2号線（宮島口行）6号線（江波行）紙屋町西電停下車 徒歩約1分
- J R 広島駅（南口）からバスで約10分
広島交通路線バス ⑦のりば（バスセンター経由）バスセンター下車 徒歩約5分

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを
使用しています。